

分野	番号	基準
食品	1	養液栽培の場合、培養液の汚染の防止に必要な対策を実施
		(1) 培養液の汚染の防止に必要な対策を実施していること
食品	2	養液栽培の場合、培地、栽培ベッド等の汚染防止に必要な対策を実施
		(1) 培地、栽培ベッド等の汚染の防止に必要な対策を実施していること
環境	3	ほ場及び農産物取扱施設で発生した排水(排水中の栄養成分を含む)やそれに含まれる植物残さ、廃棄物等の適切な管理
		(1) 培養液の排水は栄養分を極力少なくしてから排出するなど対策を実施していること